

令和7年度裾野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業
コールセンター業務委託契約書

裾野市（以下「委託者」という。）と〇〇〇（以下「受託者」という。）は令和７年度裾野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業コールセンター業務の委託（以下「委託業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

(業務の委託)

第1条 委託者は、次に定める要領により令和7年度裾野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業コールセンター業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

詳細は別紙令和 7 年度裾野市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）
給付事業コールセンター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 作業場所

別紙仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和7年7月1日～令和7年9月30日

(4) 委託料

金 円 (うち消費税等の金額 金円)

(5) 支払い方法

受託者は、委託料を委託業務完了後書面により委託者に請求し、委託者は、請求書を受領してから30日以内に受託者に支払うものとする。

(一括再委託等の禁止等)

第2条 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託業務を遂行する能力を持つ者を、責任を持って選定することとし、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。

3 受託者は、前項に基づき委託者の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。

4 本条第2項の規定により受託者が業務の一部を第三者に委託する場合、当該第三者は本契約により受託者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、受託者は、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、委託者に対し責任を負うものとする。受託者は、その旨明記した書面を受託者及び当該第三者との連名で委託者に提出しなければならない。

5 受託者から当該委託業務を受けた者が更に他の第三者に委託してはならない。

(個人情報等の取り扱い)

第3条 受託者は、委託業務に関して知り得た個人情報その他の情報及び委託者の業務内容について、別記の裾野市個人情報取扱特記事項のとおり取り扱う。

(データの他目的利用及び第三者への提供の禁止等)

第4条 受託者は、委託業務に関する個人情報その他の情報（以下「データ」という。）を委託業務の遂行のためのみに利用するものとし、第三者及び業務上知る必要のない従業員等の開示・提供してはならない。

(データの複写・複製の禁止)

第5条 受託者は、仕様書に定める処理以外にデータを複写・複製してはならない。ただし、防災に備える等のため、その必要があるときはあらかじめ書面により委託者の承諾を得るものとする。

(データの管理義務)

第6条 受託者は、データについて、データの漏洩、滅失、き損並びに火災、盗難等の防止のため、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

(作業場所における責任体制)

第7条 受託者は、委託業務の処理に就く、受託者の従業員の範囲及び責任区分を明確にするとともに、仕様書に規定する作業責任者を定め書面により、委託者に通知しなければならない。

(作業場所の指定)

第8条 受託者は、仕様書に定める処理にあたり、必ず定められた作業場所で行なうものとし、処理を他の場所に行なおうとするときは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。

(事故等発生時における報告義務)

第9条 受託者は、データの漏洩、滅失等の事故が発生した場合及びその他この契約履行において支障が生じた場合、ただちにその状況を委託者に報告しなければならない。この場合の措置について、受託者は委託者の指示に従わなければならない。

(立入検査)

第10条 委託者は、受託者の契約履行につき必要に応じて受託者の作業現場へ立入検査を行なうことができる。

2 前項の立入検査において、委託者の指示により受託者はデータの処理状況、保管状況等を説明するものとする。

3 委託者は、前2項の立入検査により、この契約履行に関する事以外の知り得た受託者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。委託者の秘密保持の義務は、この契約終了後も継続するものとする。

(成果品の検査)

第11条 受託者は、仕様書に定める作業を完了したときは委託者に届け出て、その成果品の検査を受けなければならない。

(データ等の返却)

第12条 受託者は、データ等を使用後速やかに委託者に返却しなければならない。

(データ等の廃棄消去)

第13条 受託者は、委託者への返却データ及び成果品以外のデータファイル等を処理後速やかに焼却、消去等処分しなければならない。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、委託者の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げようとしたとき。

(4) その他この契約事項に違反したとき。

(委託者の損害賠償請求等)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に債務の履行を完了することができないとき。

(2) 債務の履行に契約不適合があるとき。

(3) 第14条の規定により、債務の履行完了後に契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条の規定により契約が履行中に解除されたとき。

(2) 履行中に受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適

用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害賠償を請求する場合の請求額は、委託者は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。
- 6 委託者は、第2項の規定により徴収した金額が契約解除により委託者に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を受託者から徴収することができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を履行することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、特別の理由があると認めるときは、損害金の全部又は一部を免除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

- 第17条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(協議)

- 第18条 この契約履行について疑義が生じた場合は、委託者・受託者間で協議し円満解決を図ることとする。

(権利の帰属)

- 第19条 この契約により作成される成果物等の著作権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、契約目的物を改変し又は任意の著作者名で任意に公表することができる。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
- (4) 前各項にかかわらず本件業務により作成される成果物等のうち、委託者と受託者が従来から有していたプログラム、ルーチン及びモジュール等の著作権は、それぞれ委託者と受託者に帰属する。

（契約内容の変更等）

第20条 委託者は、契約内容の変更を行なう必要が生じた場合には、受託者に遅滞なく連絡し、委託者と受託者の協議のうえ、契約を変更することができるものとする。

2 本件業務に係る契約の内容は、委託者、受託者が記名捺印した書面によってのみ変更することができる。

（反社会的勢力の排除）

第21条 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと

2 委託者及び受託者は、自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしてはならない。

- (1) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3 委託者又は受託者は、相手方が前二項の規定に違反した場合、催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

4 受託者は、第11条の定めに基づく本委託業務の再委託先が反社会的勢力であることが判明した場合、再委託契約の解除等必要な措置を講ずるものとする。

5 委託者は、受託者が正当な理由なく前項に定める措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（合意管轄）

第22条 委託者及び受託者は、静岡地方裁判所を本契約に係る紛争の管轄裁判所とすることにあらかじめ合意するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

令和7年 月 日

委託者 静岡県裾野市佐野1059番地

裾野市長 村田 悠

受託者

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「業務」という。)の処理上知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、個人情報を他に漏らしてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第4 目的外使用等の禁止

乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第5 収集の制限

乙は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 複写等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、複製し又は持ち出してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は当委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。
- 4 2項の規定により乙から委託を受けた者は、本委託契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、乙は、その旨明記した書面を乙及び当該委託業務を受けた者との連名で甲に提出しなければならない。
- 5 乙から当該委託業務を受けた者がさらに他の第三者に委託してはならない。

第8 取扱者への周知

乙は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第9 業務完了後の取扱い

乙は、業務が完了し、又はこの契約を解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を甲が利用可能な状態とし記録の属性一覧(項目名、形式、桁数等)及びコード表とともに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 処理状況の報告等

甲は、必要と認めるときは、乙に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第11 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第12 損害賠償

乙がこの特記事項に違反し、その違反により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による賠償の額は甲、乙協議して定めるものとする。